

キャッシュサービスカード規定

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュサービスカード（法人口カード含む）、貯蓄預金Ⅰ型について発行したキャッシュサービスカードおよび貯蓄預金Ⅱ型について発行したキャッシュサービスカード（以下「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場面に利用することが出来ます。

- ① 当組合の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金、貯蓄預金Ⅰ型または貯蓄預金Ⅱ型（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
- ② 当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関（以下「振込提携先」といいます。なお、以下「提携先」という場合は振込提携先を含みます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ 当組合および提携先の預金機または支払機を使用して預金の残高照会等、当組合所定の取引をする場合

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順にしたがって、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当組合所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座のカード発行時、「現金自動預入支払機入金専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「商工信用キャッシュサービスお取扱明細票」を綴り込んで保管してください。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内（但し、1日あたりの払戻しについては当組合が本人から、法人口カードでは法人の代表者から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。
- (3) 前項にかかわらず、当組合および提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて当組合が本

人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

- (4) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額及び第5条第5項に規定する払戻回数超過手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

- (1) 振込機使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内（但し、1日あたりの振込については当組合が本人から、法人カードでは法人の代表者から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。
- (3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当組合および振込提携先の振込機による1日あたりの振込について当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機または振込機を使用して預金に預入れをする場合には、当組合および提携先所定の預金機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当組合および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当組合から提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
- (5) 当組合および提携先の支払機を使用して貯蓄預金Ⅰ型を払戻す場合（第7条第2項により当組合本支店の窓口でカードにより貯蓄預金Ⅰ型を払戻す場合を含む。）が毎月1日から月末日までの1ヶ月間に5回をこえるときは、その回数をこえるそれぞれの払戻しについて、貯蓄預金Ⅰ型規定に定める払戻回数超過手数料をいただきます。払戻回数超過手数料は、貯蓄預金Ⅰ型の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人（本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込みの依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出ください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 法人カードについて、当組合は代理人のためのカードを発行しません。従って、法人カードでは代理人カードによる預金の預入れ・払戻しおよび振込は出来ません。
- (3) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。

(4) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当組合の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前記第1項、第2項による預入れおよび払戻しをする場合には、カードを提出し、所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、当組合の手続に従ってください。この場合は、払戻請求書に所在地、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (5) 当組合、提携組合の支払機等が停電、故障等の場合は取扱いを一時停止することがあります。

8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、払戻回数超過手数料または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および提携組合の預金機、支払機および振込機で使用された場合または当組合本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

9. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、法人カードは、当組合が法人の代表者に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管して下さい。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人、法人カードは、法人の代表者から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

10. (偽造カード等による払戻し等)

- (1) 偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害被状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

- (2) 法人カードについて、カードが偽造または変造により不正使用されたことにより生じた払戻し

にかかる損害について、当組合、支払提携先および振込提携先は責任を負いません。

11. (盜難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
 - ② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
- ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合
- (5) 法人カードは、カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当組合、支払提携先および振込提携先は責任を負いません。

12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から、法人カードは、法人の代表者から当組合所定の方法により当組合に届出ください。

13. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。こ

の場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

14. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

(1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、提携先の預金機・支払機および振込機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

(2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当組合所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当組合は責任を負いません。

15. (解約、カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用をとりやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当組合普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることができます。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することができます。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第16条に定める規定に違反した場合

② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定I型および貯蓄預金規定II型により取扱います。

18. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上